

( 公 印 省 略 )  
加 総 総 第 4 0 0 号  
令 和 8 年 6 月 2 3 日

加西市議会議長 中 右 憲 利 様

加西市長 高 橋 晴 彦

### 再 議 書

第319回令和8年(6月)加西市議会定例会において、令和8年6月22日に修正議決された、議案第58号令和8年度加西市一般会計補正予算(第1号)については、次の理由により異議があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第176条第1項の規定により再議に付する。

### 理 由

1 本議決は、議案第58号令和8年度加西市一般会計補正予算(第1号)の歳出予算における10款総務費、5項総務管理費(3目一般管理費の庁舎増築事業の工事請負費)に係る補正額67,000千円(来庁者用駐車場整備費)を減額修正したものである。

駐車場整備は、第二付属棟建設に伴い公用車、職員等の増により明らかに駐車場が不足することを防止するために行うものである。

何よりも、11月末ごろの開庁以後、不便を被るのは市民であり、来庁者や市民会館への来館者であることから、直ちに整備しておかなければならない。

2 この事業には歩道改修も含んでいる。樹木の成長によりインターロッキングが盛り上がり、通行時に躓きや転倒が発生し、多くの改善要請もある状況を解消しようとするものであり、早期の対策が必要である。

3 駐車場を整備しても、緑地面積は敷地面積の15%と、法令及び条例基準である10%に抵触はしない。(現状は20%)

4 駐車場を整備することで今後、狭隘な現来庁者用駐車場の改善へとつながる。

5 近くの公園利用との意見も聞くが、公園は区画整理事業により整備されたものであり、目的外利用は一時的なものに限られている。職員等の駐車場として恒常的に利用するこ

とは明らかに違法となる。

- 6 職員の自動車通勤の制限をとの意見もあるが、公共交通の通勤手段を持たない加西市にとって、職員の駐車場確保は使用者としての義務である。
- 7 隣接地の借用との意見もあったが、来庁者用駐車場の確保は、恒常的な対応が必要であり、経費負担、永続性、安全性の観点から適地は見つからない。
- 8 加えて、借地は負債を増加させるだけで資産形成につながらない。駐車場整備は、資産の増加（負債も増加するが）につながり、行財政改革及び利便性の向上の観点からも得策である。

以上のことから、当該補正額を減額することに異議があるため、再議に付するものである。